

○ 室蘭市個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例 新旧対照表（附則関係）（平成16年条例第1号）

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項の処理並びに<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項及び室蘭市情報公開条例（平成8年条例第11号）第15条第2項に規定する諮問（以下「<u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問」という。）に応じて調査審議するため、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ室蘭市情報公開条例の運営に関する事項、<u>室蘭市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第9号）</u>第9条に規定する事項及び番号法に関する事項を調査審議し、又は情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方について市長に意見を述べることができる。</p> <p>（調査権限）</p> <p>第8条 審査会は、<u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問について必要があると認めるときは、実施機関（室蘭市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関で、<u>同条例に基づく決定等に対する審査請求について諮問したものと及び個人情報の保護に関する法律</u>に基づく決定等に対する審査請求について諮問したものをいう。以下同じ。）に対し、公文書（室蘭市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律</u>第60条に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>3 審査会は、<u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問について必要があると認めるときは、（略）</p> <p>4、5 （略）</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第9条 審査会は、<u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等から申立てがあったときは、（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第10条 <u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等は、（略）</p> <p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第11条 <u>開示請求等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等は、（略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項の処理並びに<u>室蘭市情報公開条例（平成8年条例第11号）</u>第15条第2項及び<u>室蘭市個人情報保護条例（平成16年条例第2号）</u>第35条第2項に規定する諮問（以下「<u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問」という。）に応じて調査審議するため、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ室蘭市情報公開条例及び<u>室蘭市個人情報保護条例</u>の運営に関する事項及び番号法に関する事項を調査審議し、又は情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方について市長に意見を述べるができる。</p> <p>（調査権限）</p> <p>第8条 審査会は、<u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問について必要があると認めるときは、実施機関（室蘭市情報公開条例第2条第1号及び<u>室蘭市個人情報保護条例第2条第1項第4号</u>に規定する実施機関で、<u>それぞれの条例</u>に基づく決定等に対する審査請求について諮問したものをいう。以下同じ。）に対し、公文書（室蘭市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（<u>室蘭市個人情報保護条例第2条第1項第2号</u>に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>3 審査会は、<u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問について必要があると認めるときは、（略）</p> <p>4、5 （略）</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第9条 審査会は、<u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等から申立てがあったときは、（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第10条 <u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等は、（略）</p> <p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第11条 <u>情報公開等</u>の審査請求に関する諮問に係る審査請求人等は、（略）</p> <p>2～4 （略）</p>